

1 議 事 日 程（2日目）

〔令和5年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和5年8月29日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第4 議案第41号 市道路線の認定について
日程第5 議案第42号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第43号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第7 議案第44号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第8 議案第45号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第9 議案第46号 令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第10 議案第47号 令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第11 認定第2号 令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第3号 令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第4号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第5号 令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第6号 令和4年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第16 認定第7号 令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第17 請願第1号 太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書
日程第18 意見書第5号 教育予算の拡充等を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | | | | | |
|-----|--------|-----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | タコスキッド | 議員 | 2番 | 馬場 | 礼子 | 議員 | |
| 3番 | 今泉 | 義文 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 6番 | 入江 | 寿 | 議員 | 7番 | 木村 | 彰人 | 議員 |
| 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 | 9番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 10番 | 堺 | 剛 | 議員 | 11番 | 笠利 | 毅 | 議員 |
| 12番 | 原田 | 久美子 | 議員 | 13番 | 神武 | 綾 | 議員 |

14番 陶山良尚 議員
16番 長谷川公成 議員
18番 門田直樹 議員

15番 小畠真由美 議員
17番 橋本健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	楠田大蔵	副市長	原口信行
教育長	井上和信	総務部長	高原清
総務部理事	轟貴之	市民生活部長	高原寿子
健康福祉部長	川谷豊	都市整備部長	柴田義則
観光経済部長	友添浩一	教育部長	中山和彦
教育部理事	八尋純次	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤政吾
<small>総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼ソニープロモーション担当課長</small>	杉山知大	市民課長	今村江利子
福祉課長	大谷賢治	都市計画課長	古賀千年志
上下水道課長	大久保信孝	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太守府館長	西山英毅
社会教育課長	井本正彦	監査委員事務局長	添田邦彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野寄正博	議事課長	花田敏浩
書記	陣内成美	書記	三舛貴市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第2、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

諮問第1号及び諮問第2号について質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

諮問第1号及び諮問第2号について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

○議長（門田直樹議員） 日程第3、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により馬場礼子議員の退場を求めます。

（2番 馬場礼子議員 退席）

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成15名、反対0名 午前10時03分〉

○議長（門田直樹議員） ここで、馬場礼子議員の入場を認めます。

（2番 馬場礼子議員 入場）

○議長（門田直樹議員） 馬場礼子議員に申し上げます。

ただいまの諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は適任として答申することになりましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第10まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第4、議案第41号「市道路線の認定について」から日程第10、議案第47号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第41号から議案第47号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第41号及び議案第47号は建設経済常任委員会に付託します。次に、議案第42号及び議案第44号から議案第46号までは環境厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第43号は8名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

4番 森 田 正 嗣 議員

7番 木 村 彰 人 議員

10番 堺 剛 議員

11番 笠 利 毅 議員

12番 原 田 久美子 議員

14番 陶 山 良 尚 議員

16番 長谷川 公 成 議員

そして私、18番 門 田 直 樹

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の陶山良尚議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の木村彰人議員とすることに決定しました。

予算特別委員会は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、9月5日午後1時から開催することとしております。各委員及び説明者の皆さんは出席をよろしくお願いいたします。

議案第43号は予算特別委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第16まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第11、認定第2号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」から日程第16、認定第7号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

認定第2号から認定第7号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第2号から認定第5号までは環境厚生常任委員会に付託します。次に、認定第6号及び認定第7号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 請願第1号 太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第17、請願第1号「太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

7番木村彰人議員。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） 請願第1号「太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書」についてご説明いたします。

請願の提出者は、近藤益弘様。紹介議員は私、木村彰人です。

請願の趣旨は、太宰府市自治基本条例及び太宰府市議会基本条例を遵守し、太宰府市民から提出された請願は所管の常任委員会に付託され審査されますとの原理原則に基づき、即日採決ではなく、太宰府市議会の常任委員会での審理及び報告を踏まえた上で太宰府市議会の本会議において自由な討議により議論を尽くして請願の是非を判断することを求めるものです。

請願の要旨と理由につきましては、請願書が複数枚に及ぶ長文ですので、請願の要旨と理由を簡潔にまとめてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、配付されました請願書を精読いただきますようお願い申し上げます。

請願の要旨と理由の核心部分、ポイントは次の3つになります。

1 点目、請願は太宰府市民の貴重な意見として議会は受け止めること。

太宰府市自治基本条例には、市民はまちづくりに参画し、意見を表明し、または提案する権利を有するとあり、その具体的な形が請願になります。そもそも太宰府市議会基本条例には、議会は請願を貴重な意見と受け止めとあり、議会自身で作成した条例に明記されているのです。また、請願の内容、趣旨として、特に議会に向けての請願については有益な提言として受け止めるべきであると考えます。

2 点目、請願は常任委員会に付託の上審理されるという原則に従うこと。

これは、太宰府市議会会議規則において、議長は請願を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託すると明記されています。

3 点目、請願は本会議において議員相互の自由な討議により議論を尽くして採決されることということ。

これは、太宰府市議会基本条例において、議会は議案等の審議または審査において議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする明記されています。この自由討議を、請願の本会議での審議に導入する画期的な提案です。

この請願を提案することになった経緯としましては、令和4年9月定例会に提出の請願は、提案日に委員会に付託されることなく即日採決となりました。質疑1件、討論5件の結果、否決、不採択となります。さらに、令和4年12月定例会に提出の請願も、提案日に委員会に付託されることなく即日採決となり、質疑ゼロ件、討論5件の結果、否決、不採択となりました。

請願を太宰府市民の貴重な意見と受け止め、それにふさわしい議員間の議論を尽くした上で賛否の意見表明である討論を行い請願の是非を判断することを太宰府市議会及び議員各位に求める、ただそれだけの請願です。

最後に、請願書の文中に引用されています西日本新聞に掲載された市民の声は、議員は市民の意見に真剣に向き合い検討する姿勢をぜひ示していただきたいと結ばれています。

以上、請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は議会運営委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 意見書第5号 教育予算の拡充等を求める意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第18、意見書第5号「教育予算の拡充等を求める意見書」を議題と

します。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 日程第18、意見書第5号「教育予算の拡充等を求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきたいと思いを。

提出者は私、徳永洋介、賛成者は太宰府市議会森田正嗣議員であります。

教育予算の拡充等を求める意見書。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的な制度です。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる条件整備は不可欠です。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実現も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などの解決をすべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、教育予算の拡充を図ること。

2、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。

3、学校における豊かな学びを実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

4、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう定数加配措置をはじめとした必要な財源措置を講ずること。



以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。  
以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月7日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時17分

~~~~~ ○ ~~~~~